

令和7年度 札幌市立東白石小学校 いじめ防止基本方針

札幌市立東白石小学校

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめは、東白石小学校（以下、本校という。）でも起こりうるとの立場に立ち、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校の児童の尊厳を保持するとともに、本校児童生徒が望ましい人間関係を築き、毎日安心した学校生活を送ることができるよう、いじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校児童に対して、一定の人的関係にある他の者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが本校の全ての児童に関係する問題であることを踏まえ、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響及びその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域及びその他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

4 いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校教職員は、以下のことを行う。

- ・本校児童の保護者、地域等との連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

6 本校におけるいじめの未然防止

- (1) 学校経営方針の中で、一人一人が大切にされていると実感できる学校を目指すことを位置付

け、いじめを許さない環境作りに組織的に取り組む。

- (2) 児童の豊かな人間性と道徳心を培い、思いやりある人間関係を育むため、互いを認め合う教育活動の充実を図る。
- (3) 全教職員で一人一人のよさやがんばりを見取り、子ども理解につとめるとともに、児童による自治的な活動を推進し、児童の自己肯定感・自己有用感を高める指導を行う。
- (4) いじめの防止等に係る校内研修を行い。教職員の対応力を向上させていく。

7 いじめの早期発見のための対策

- (1) 職員は些細な兆候や懸念、訴えを抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに組織に報告する。
- (2) 定期的にアンケートをとり、児童がいじめを伝えやすい環境づくりを行い、情報収集に努める。
- (3) 日常的に、児童や保護者がいじめに係る相談ができるように、教師と児童、保護者との信頼関係をつくるよう努める。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 携帯電話の利用方法やフィルタリングなどについて保護者に確認をする。
- (2) インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの使用に関する情報モラルについての学習をする機会を与える。

9 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校いじめ対策組織を「いじめ防止委員会」とし、校長を責任者とする。いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- (2) 「いじめ防止委員会」は、管理職、主幹教諭、教務主任、保健主事、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他関係の教職員が所属し、必要に応じて外部専門家が参加する。
- (3) 「いじめ防止委員会」の開催予定日を位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- (4) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (5) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、「いじめ防止委員会」を必ず開催する。
- (6) 「いじめ防止委員会」の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- (7) いじめの疑いを把握した場合は、「いじめ防止委員会」で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求め、定例の会議で再度確認する。
- (8) 校長が不在時に「いじめ防止委員会」を開催する場合は、教頭が会を主催し、生徒指導担当教諭が会の進行、教務主任が記録作成を行う。対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。

10 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたときや、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、複数の教職員によって、関係機関の協力を得つつ、いじめを受けた児童に対する支援を行うとともに、その保護者に対する情報提供及び支援を行う。また、いじめを行った児童に対する指導及び支援を行うとともに、その保護者に対する助言を行う。
- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童については、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。
- (4) いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (6) インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- (7) 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でのいじめについては、可能な限り関係者と連携を図って対応する。
- (8) 事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者と面談等を実施し、いじめが解消されているか否かの判断を「いじめ防止委員会」において行う。

1.1 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- (2) いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、「いじめ防止委員会」において行う。
いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
 - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）P30～31】
- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、「いじめ防止委員会」において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

1 2 校長・教頭及び教員による懲戒

校長・教頭及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えるものとする。

1 3 重大事態への対処

重大事態（いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより児童が相当の期間、本校へ欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき）には、次の対処を行う。

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、調査が終了したときその他必要があると認めたとき、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。
- (5) 欠席し始めた段階で、いじめの疑いがないかを確認し、重大事態に発展させないように努める。

1 4 学校評価等における留意事項

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応、いじめの再発を防止するための取組等を加え、適正に評価する。

1 5 個別の対応状況に関する記録及び引継

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。